

# 《 出 張 報 告 書 》

【視察項目Ⅰ】 屋久島の世界遺産に係わる行政のアプローチについて

【日時】 2006(平成18)年2月6日(月) 14:30~16:30

【場所】 屋久島世界遺産センター(環境省)

ヤクスギランド(屋久島自然休養林:林野庁)、「紀元杉」

【相手方】 環境省屋久島自然保護官事務所 首席自然保護官 廣瀬 勇二 氏

ヤクスギランド(屋久島自然休養林:林野庁)の職員の方 2名

【概要】 平成5年12月に世界自然遺産登録をされた屋久島を訪れ、行政面との係わりや、観光政策、自然保護政策などについて、屋久島世界遺産センターにて、お聞きした。その後、ヤクスギランドで林野庁の方々から現地説明をお伺いする予定であったが、折からの大雨のため無理と判断し、その代わりに「紀元杉」を視察させていただいた。九州本島最南端から南方へ約60kmの東シナ海と太平洋の間に位置する屋久島は、東西約28km、南北約24km、周囲約132kmの洋上の島でありながら、九州最高峰の宮之浦岳(1936m)など、峰々が連ねており、そのために「洋上アルプス」と呼ばれる所以である。山岳地の年間降水量は8,000~10,000mmにも達し、亜熱帯から亜寒帯までの植生の垂直分布が観察でき、また縄文杉をはじめとするヤクスギ巨木群など特殊な植物相やアカヒゲ、アカコッコなどの稀少な動物も見られる。こうした自然環境の特異性から、世界遺産条約に基づいて、世界自然遺産として登録された。公園利用については、ヤクスギランド、千尋の滝、大川の滝などの興味地点への観光や縄文杉、宮之浦岳などへの登山が中心。平成15年の年間入込数は年々増加傾向の約31万人。島の面積(約50千ha)の約42%が霧島屋久国立公園区域で、96.9%が国有地。

・屋久島世界遺産センターは、平成5~6年度にかけて、世界自然遺産登録を機に建てられた環境省の施設。世界自然遺産に関することや屋久島の自然などを紹介。世界遺産に関する解説パネルや、屋久島の自然の音を集めたサウンドギャラリーなどが設置。屋久杉自然館と隣接。屋久島の調査研究の基地としてさまざまな情報を発信。研究者のための宿泊施設としても提供されている。整備費3億4千万円。

【考察】 行程途上、鹿児島島空港から飛行機が飛べるのかどうかということからもわかると思うが、大変な暴風雨の一日であった。そのため、予定していたヤクスギランドには立ち寄れず、せめてもの現物である「紀元杉」を見せていただいた。問題点として、最近の環境ブームに乗り、山岳登山のための観光客が押し寄せ、夏場などの繁忙期に公衆トイレなどに行列ができるくらいの集

中が起ること。それに伴い、登山道などが洗堀された箇所が増加したこと。時間帯が集中することから、縄文杉などの混雑状況。自然を見に来る人が多すぎて、自然美が失われていること。同時に、観光客の出す、捨てていくゴミの量のすごさ。等々の問題が声高に叫ばれるようになった。そこで、屋久島の適正な保全管理を推進するため、1995（平成7）年9月に関係機関相互の連絡調整を行うことを目的に「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置された。メンバーは環境省九州地区自然保護事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県、鹿児島県教育委員会、上屋久町、屋久町。※「屋久島世界遺産地域管理計画」に基づく具体的管理施策の実施などにかかる協議、調整等を行っている。（※世界遺産登録の過程において、遺産地域の人の入り込み増大への対処も考慮して管理計画の策定等を求められたため、これを踏まえて1995（平成7）年11月、環境庁、林野庁、文化庁の関係3省庁により決定されたもの。）いずれにしても自然を訪れる観光客、登山客のモラルによるところが大きいところではある。

【県政へのアプローチ】 観光客や登山客などの、入り込み数の増大による自然破壊などに対する保護政策と、島内観光を振興しようとする側の観光施策との整合性をどうとるかであろう。しかしながら、この場合、国も環境省、林野庁、県、2町など多くの行政体を抱えるだけに、その調整も難しいところはあると思う。県政が考えるべきは、やはり入り込み客に対するモラル条例的な施行ではないか。罰則規定も踏まえた、厳しい自然保護のための対策は取れないと思う。県においても、自然保護するエリアや地域などに関しては、業者や観光客などには厳しい保護条例を用意すべきで、遅きに失せないように取り組みは必要であると思う。

#### 【視察項目Ⅱ】 屋久島環境文化村構想とその中核施設について

【日時】 2006（平成18）年2月7日（火） 9:00～9:45

【場所】 鹿児島県議会 会議室

【相手先】 鹿児島県環境保護課 竹山氏

【概要】 前日の屋久島現地視察を経た上での鹿児島県における、行政上の取り組みである「屋久島環境文化村構想」についてお聞きした。屋久島環境文化村構想は、鹿児島県の総合基本計画の戦略プロジェクトの一つで、国際的にも学術的評価の高い自然環境と、自然を損なうことなく何千年にもわたって積み重ねられてきた屋久島特有の生活文化（環境文化と呼ぶ）を戦略的イメージとして掲げ、学習や研修によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに自然と人とが共生する屋久島ならではの個性的な地域づくりの試みであり、平成2年6月に策定されたもの。平成4年11月には

その基本計画であるマスタープランが策定。その事業の柱として、○環境学習・研究施設の整備 ○環境形成事業の展開 ○ボランティア協力事業の推進 ○新たな地域産業の創出 ○国際交流の展開が取り上げられた。その後、平成13年度～22年度を計画期間とする鹿児島県長期計画「21世紀かごしま総合計画」において推進され、現在主要プロジェクトのひとつに位置付けられている。また平成12年5月には14カ国20自治体5政府機関が参加し、世界自然遺産の保全とそれを生かした地域づくりについて論議する世界自然遺産会議が開催された。さらに、その拠点施設として屋久島環境文化村センターと屋久島環境文化研修センターの2施設からなる「屋久島環境文化村中核施設」が設置されている。前者は屋久島の総合的な情報提供・交流・案内の拠点施設として、大型映像常設展示等による自然や文化の紹介、環境学習についての案内、特産品の展示等を行う。後者は屋久島をフィールドとした環境学習の拠点施設として、自然と人との共生や環境保護の大切さを学ぶ様々な環境学習セミナーの実施、研修の受託及びガイド、ボランティアの養成等を行う。また、その推進組織として平成5年3月に鹿児島県、上屋久島町、屋久町の出資により設立された財団法人屋久島環境文化財団が、エコツーリズムの推進や、自然保護事業などを行っている。県出資は5億1千万円。2町で1億円ずつ。

【考察】 前日に現地視察を終えているだけに、行政の机上の説明ではあったが、非常に理解が深かったように思える。自然環境保全という大前提があるため、行政としてもその方向性で進めざるを得なく、逆に利便性とか、経済性を求められない世界であると認識をした。施設整備にしても、最小限のものであろうし、逆に繁茂期には入島制限をどのように行うかということに視点が移っているようだ。しかし、鹿児島県にとっては世界に誇る自然遺産だけに、その価値は重く、ソフト、ハード両面から行政の中の重要課題になっていることもよくわかった。

【県政へのアプローチ】 この場合、自然環境保護という視点になろうとは思いますが、県行政が直接関与できる部分と国が行う部分があり、その意見の調整というか、食い違いに困ることは多いと思う。身近な例であるが、鷲羽山を取り巻く周辺道路から、多島美を眺めようとしても雑木がその景観を妨げることで、環境省へそのための伐採等をお願いしても、国立公園内ということで手出しができないということが、ままあった。しかし、時代は変わり最近では局部的に伐採も許可していただけるようになったが、まだまだバスの運行に木の枝等があたりという支障があるが、抜本的には木は切れないということになっているようだ。このように、行政間でその対応に食い違いが生ずると一番不便を被るのは県民である。そのような解消に向けて県は努力をしてもらいたいと思う。

【視察項目Ⅲ】 政策条例と議会の活性化について

【日時】 2006(平成 18)年 2 月 7 日(火) 9:45~10:30

【場所】 鹿児島県議会 会議室

【相手先】 鹿児島県議会事務局政務調査課課長補佐兼政策情報係長東條広光氏

【概要】 平成 17 年 3 月に鹿児島県議会初の議員提案条例となる「かごしま食と農の県民条例」を制定。その経過や流れなどについて説明を受けた。この条例は、県民の健康で豊かな生活の向上と鹿児島の農業が将来にわたって発展し、活力あふれる心豊かな農村社会が建設されることを目的として策定された。また、県が進める主要な施策(基本方針)を策定するときは、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに県議会の議決を経ることとしている。条例の策定に当たっては、鹿児島県議会の全会派を代表する条例案作成グループ7名を中心に検討し、さらに生産から消費に至る県内22団体の方々から意見聴取を行い、貴重な意見や提案をしていただいたとのこと。述べ14回にわたる条例案作成グループ検討会を経、パブリックコメントも行い、条例骨子案の段階では全議員や関係諸団体へもその内容をフィードバックし、最終的に、執行機関との協議も済ませ、今回の条例制定ということになった。その目的達成のためには、県民が「食」や「農業・農村」の果たす役割について深く理解していただくことが重要で、生産から消費に至るそれぞれの立場で互いに支え合う取組が求められているとしている。それ以後の、条例制定の動きはまだないとのこと。

次に、「鹿児島県議会の活性化に向けた取組」について説明を受けた。平成12年度から議会活性化を目的として設置した「鹿児島県議会活性化推進委員会(活性化懇話会)」や広報等において、議会の活性化、情報化の推進に向けた取組を協議・検討し、一層の議会の運営等の改善や開かれた議会の推進に努めている。そのメンバーは、すべての会派等の議員で構成し、14名からなる。その主な取組は、開かれた議会の推進ということで、「議会だより」を年2回発行や、テレビ番組での議会報告などはもとより、高校生議会の開催、ホームページの開設、議会のインターネット中継の導入の検討などを行っている。また政策立案機能の強化ということで、その時々に応じ、議員提案政策条例をタイムリーに制定できるよう、議員提案条例策定フローチャートを作成したり、政務調査機能の強化を図るため、議会調査課を政務調査課とし政策情報係を設置して、住民の視点に立った議員提案の政策条例づくりに努めている。さらに、監視機能の強化ということで、前年度の決算審査の結果を次年度の予算編成に反映するように提案時期を変更したり、健全な行財政改革の構築を図る目的で、行財政改革特別委員会や、一問一答方式で前年度決算特別委員に就任にした議員を委員とする「予算特別委員会」を設置した。その他、各種審議会、協議会、団体の委員・役員への議員の就任の見直しや、陳情の取扱の見直し、議員報酬

の7%削減、海外行政視察研修について北米地域を休止し、東南アジア地域の視察に変えたり、議員の費用弁償の見直しなども行った。

【考察】 議員提案条例の促進や、議会改革などについての説明を受けた。正直、この程度のことであるならば、わが岡山県議会においても、同様、あるいはそれ以上の取組を行っているものと確信をした次第である。しかしながら、議員提案条例の取扱は、ここでも全会一致方式のようであった。このことは、積極的な議員提案条例の手法ではなく、岡山県議会でも同様であるが、議員個人の提案に基づく条例の制定という道を閉ざしているという意味で、非常に制度として不備であると指摘せざるを得ない。そのための、議会事務局の充実や補充など課題はたくさんあると思う。ただ、なんでもありということでは混乱をきたすのみであるので、ある程度の歯止めは必要だと思うが、やはり個人の議案提出権をさらに保護、拡大していくことが、わが県も含め、今後の課題である。また、議会活性化についてであるが、決算特別委員会の決算認定や審査を、次年度予算編成へ明らかに影響を及ぼそうとする姿勢は、評価に値すると思う。今年度、私自身も決算特別委員会の委員長として、このことには協議を要してきただけに、納得のできる対応である。毎年、前年度の決算認定を3月議会に行うもので、それだと新年度の予算編成へ反映できないというジレンマがあるからである。海外視察については、地域を限定するという、半ば偏見のな視野が見られ、いかがなものかと思った。

【県政へのアプローチ】 考察で述べた、議員提案条例の個人提出権の確保と、決算の認定時期の変更は、ぜひとも実現に向け、主張していこうと思う。しかし、議会の中のはなしは、まず議会運営委員会という慣習が、いかにもその身軽さを失うようで、議会が活性化しない要因の一つであると思うのは私だけだろうか。いずれにしても、議会の積極的な活性化が現実ものとなるように私自身も、努力を継続していきたい。

#### 【視察項目Ⅳ】 国民保護計画と基地問題について

【日時】 2006(平成18)年2月7日(火) 15:30~17:00

【場所】 沖縄県議会 会議室

【相手先】 沖縄県知事公室 防災危機管理課 副参事 親川 啓和 氏  
同 副参事 具志堅 健 氏  
同 課長 武内 孝夫 氏  
基地対策課 副参事 桃宇 常雄 氏

【概要】 沖縄県は平成17年度中の策定を目指し作業を進めている国民保護計画について、素案の概要を基に説明を受けた。まず、沖縄県の特殊事情とし

て、・南北約 400km、東西約 1,000km の広大な海域に散在する 39 の有人離島を含む 160 の島々からなること。・台風の常襲地帯であり、たびたび航空機や船舶の影響を及ぼすこと。・総人口の約 9 割が沖縄本島に居住。観光シーズンには観光客が住民の数を越える離島もあること。・県内に 13 の空港があるが、島によっては滑走路が短く、離発着できる機種が限られること。・県土面積の約 1 割を占める米軍基地が存在。米軍基地と海に挟まれている地区があること。約 9 千人の日本人従業員が基地内で勤務していること。などが挙げられる。そのため、課題として、各島との輸送手段は空路と海路のみで、空港や港湾の規模により機材の利用制限があるため、島外への避難、食料等の物資や医療の確保が言われている。また、県土面積の約 1 割を占める米軍基地が存在していることから、米軍基地周辺住民や基地内に勤務する日本人従業員等の避難など、国民保護措置の的確かつ迅速な対策が課題とされている。このような沖縄県の特殊事情現状を踏まえて、離島や基地周辺住民の武力攻撃事態等への対処について述べられている。構成は、「第 1 編総論」、「第 2 編平素からの備えや予防」、「第 3 編武力攻撃事態等への対処」、「第 4 編復旧等」、「第 5 編緊急対処事態等への対処」からなっている。その中でも、「第 3 編武力攻撃事態等への対処—非難の指示における地域特性への配慮—」で、特にその沖縄県ならではの特殊事情に配慮した記述となっている。それは、○米軍基地周辺の住民の避難—基地周辺住民や駐留軍日本人従業員の避難について、国や在沖米軍と調整し措置を講ずる。○都市部における住民避難—人口規模に見合った交通手段や受入施設の確保等。直ちに避難する必要がある場合は、近傍の屋内避難を指示する。○観光客等の避難—地理に不案内な観光客の避難が円滑に行われるよう、観光関連団体等と連携し、情報伝達等を席中や谷行う。○離島における住民の避難—医療体制としては・日本赤十字社や県立病院の医療団を派遣するなど医療機関や運送事業者である指定公共機関等と連携した医療救護の円滑な実施。・平時の離島の急患搬送の体制を参考に、第十一管区海上保安本部及び自衛隊と連携した重症患者の島外への搬送。物資の運送等については、・運送事業者である指定公共機関等に対し、安全に関する情報を可能な限り提供し、運送手段の確保等に努める。・指定公共機関等で運送が困難な場合は、第十一管区海上保安本部及び自衛隊による物資の運送を要請するなど関係機関と連携、となっている。とのことであった。沖縄県だけに、その策定には大変な問題、課題が残されているようだ。

【考察】 このように、沖縄県には、米軍基地が存在するという特殊事情や、その基地情報も、国防上、十分に開示されないために、県民にはこの国民保護計画の策定には、新たな基地問題の発生ということになり、常に不安がつきまわっているようである。同時に、基地があるがために武力攻撃事態等が起こり

やすいのではないかということや、日本国民に被害が想定されそうになったとき、米軍基地内への住民避難や、施設の解放や利用などが可能なのかということにも、問題があるようである。国や県、自衛隊、市町村代表などのほか、国民保護法に基づき指定された指定公共機関で構成された、国民保護協議会などの会議でも議論になったそうである。この協議会も、県議会の事情や、民放 5 社の回答保留などにより、予定より、半年間ずれ込み、全国の都道府県の中でも最後となったそうである。さらに、県が委員就任を要請した民放 5 社も態度を保留したままで、県民の有事法制への根強い抵抗感を反映した多難なスタートとなったようである（2005.10/26 付け沖縄タイムス）。いずれにしても、武力攻撃を想定するような法制づくりは、平和な国日本にとって見れば、全国一律に多少なりとも拒否反応が存在することは事実であろう。しかしながら、このような最中、米軍側からは「有事に対応するため基地のゲートは閉鎖する」と難色を示している記事（2005.12/23 付け琉球新報）もあり、県との米軍側との今後の協議に委ねるしかないが、相当な難作業になるであろうと思った。基地問題を抱える当地だけに、この国民保護計画の策定は沖縄県にとって、あらたな火種を生んでいるように思えた。

【県政へのアプローチ】 米軍基地の沖縄縮小方向に向けられた矢先の事案に、県当局の大変さは手にとるようにわかった。岡山県とはその温度差に雲泥の差があるとは思うものの、その有事法制の必要性は認識しているだけに、はがゆい思いとなった。特に、指定公共機関に指定をされた民放 5 社の対応は、「報道機関として、いかなる緊急事態にあっても自由で自律的な取材・報道活動を貫く」という民放側の基本姿勢を尊重せざるを得ない県の姿勢は、大変つらいものであろうと推察する。わが県においても、同様の作業となっているが、肝要なことは武力攻撃などを想定して、平素より、その、あってはならない事態に備えておくということであり、決して戦争や武力を行使するといったことでは、到底ないということであると思う。その際、パブリックコメントなどによる県民意識や、協議会の意向や声を十二分に反映することであると思うが、国の武力攻撃事態対処法によるものであるものであるので、あまり県には裁量権がないことも事実である。「備えあれば憂いなし」。この精神で早期の法整備を図るべきと考える。

#### 【視察項目 V】 米軍嘉手納基地について

【日時】 2006(平成 18)年 2 月 8 日(水) 10:00~11:30

【場所】 沖縄県嘉手納町 「道の駅かでな」会議室

【相手先】 嘉手納町役場 総務部基地渉外課 課長 渡嘉敷 通晃 氏

同 基地渉外係長 花城 隆 氏

【概要】 嘉手納飛行場が一望できる「道の駅かでな」にて町や基地の概要について説明を受けた。嘉手納町は第2次大戦前、北谷村（現北谷村）の一行政区であったが、米軍嘉手納基地の構築によって村域が分断されたため、昭和23年12月4日人口3,879人をもって分村した（昭和51年1月町制施行）。町面積15.04平方kmの約83%に相当する12.42平方kmが米軍基地（嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区、陸軍貯油施設）となっている。中でも、嘉手納飛行場は面積1,997ha（羽田空港の約2倍）で嘉手納町、沖縄市、北谷町の1市2町にまたがっており、昭和18年9月旧日本陸軍航空本部が北飛行場に引き続き建設を開始し、19年9月には旧日本軍の中飛行場として開設された。その後、昭和20年4月、沖縄本島に上陸した米軍はただちに同飛行場を占領し、本土攻略のための前進基地として整備拡張を行い、同年6月には大型爆撃機が離発着できる全長2,250mの滑走路を完成させ、B-26やB-29等大型爆撃機の主力基地として使用してきた。昭和25年6月、朝鮮戦争勃発以後、逐年基地機能が拡大強化され、昭和42年5月頃には4,000m級の2本の滑走路が完成するなど、極東における米軍の最重要基地となっている。居住区内には、基地司令部、兵舎、通信施設、家族住宅、病院等があるほか、幼稚園、小、中、高校、図書館、野球場、ゴルフ場、映画館等の教養娯楽施設も完備されているほか、9,000人以上の家族が生活している。その嘉手納基地のために、残されたわずか2.62平方kmの狭隘な地域に、13,900人余の町民がひしめきあった生活を余儀なくされており、生活環境をはじめ、都市基盤整備や産業振興を進める上で大きな制約となっている。また、昼夜の別なく生ずる航空機騒音は、日常会話や安眠、テレビ、電話等の視聴を妨げるなど町民生活にさまざまな影響を及ぼしている。また、これまで町域内で4件の航空機墜落事故が発生し、町民に死者3名、重軽傷者24名の被害が出た。平成6年4月4日のF-15、平成11年6月4日のAV-8B両戦闘機墜落事故、さらに同年12月9日のセスナ機の緊急着陸事故はいずれも基地内で発生して人身への被害はなかったものの、一歩間違えれば大惨事になるところであり、町民は50年余にわたりこうした事件・事故との背中合わせの生活を強いられている。また、沖縄県中頭郡嘉手納町の「道の駅かでな」は、沖縄本島中部地区に位置し、隣接する米軍嘉手納飛行場が一望できる展望フロア、展示パネル等で構成された学習展示室、来客者のための利用施設として案内・休憩室、情報提供装置等が設置されている。

【考察】 沖縄県における基地問題。今回はじめて行政視察の対象となった。この問題を県議会の立場でとりあげるべきか、否かはずいぶん迷った。直接的な関与がないからである。しかしながら、このような大きな国の政策によって



混乱をさせられている地方行政という図柄においては見知らぬことではすまされないと考えた。現場で航空機騒音を経験したが、ひどいものである。年間 2 万回を越える発生回数は、日本は米国の属国と考えて差し支えないのではないかと。電話の会話は間違いなく途絶えた。まさに耳を刺すような金属音にも似た騒音は、耐えがたい。町民の方々は、よく耐えていると思った。それも、昼夜を問わずである。基地被害は、この他にも墜落事故被害や「燃える井戸」問題やPCB不法廃棄など、環境汚染事故等も多発をしている。町はそのような基地被害に対する意見書や、決議、基地使用協定の締結要請など、さまざまな形で努力をされているが、なかなか前進するものではない。町民には、もう無念さや諦めがあるという。移住しかないという結論である。しかしながら、「アメ」の部分では、「沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業」として「新町・ロータリー地区再開発事業」が進められており、これは基地を抱え閉塞化した街の将来への希望を託し、約 200 億円の事業費で平成 19 年度完成をめざした事業が急ピッチで進められているとのことであった。このようなことで、我慢するしかないのか。基地縮小問題に思いを馳せたい。

【行政へのアプローチ】 岡山県に対する接点はなかなか見出せないが、地方自治体が、国策を転換させようとするのは、いかに困難なことか思い知った。いかに、窓ガラスを 2 重にしようが、200 億円の箱ものができようが、町民の生活環境が劇的に改善されるわけではない。地方行政が、いくら決議文や、要請をしても、国は見向きもしないこともよくわかった。全国的な問題ではあるが、近傍、岡山県においても、地方交付税の精算制度があだとなり、国には大変苦しめられている。国、県、市町村との新たな役割分担論が出てきても良い時期だと思う。三位一体とは名ばかりで、国の一人勝ち。今後、このような逆ルートの政策転換を図り得る制度の検討も始めなければならぬのではなかろうか。新役割分担論について、一度議会で論戦をしてみたいと思う。

#### 【視察項目Ⅵ】 万国津梁館の概要について

【日時】 2006(平成 18)年 2 月 8 日(水) 13:00~14:00

【場所】 沖縄県名護市喜瀬 「万国津梁館」会議室

【相手先】 万国津梁館 館長 新里 紹喜 氏

【概要】 まず、「万国津梁館」を視察し、その後館長より概略の説明を受けた。平成 12 年 3 月に竣工した万国津梁館は、そもそも、沖縄県が策定した「部瀬名岬海浜リゾートマスタープラン」の中において、岬先端部に「文化交流施設」として位置付けられ、「沖縄国際友好会館」という仮称で建設が始められた。万国津梁とは、「世界の架け橋」をあらわし、首里城正殿の梵鐘に刻み込

まれている銘文から名付けられた。遙か 14 世紀もの昔から、中国や東南アジアとの交易を通して人と文化の架け橋を目指してきた琉球の先人から受け継いだ、熱い志が込められている。施設は、サミットホール（椅子型 500 名）、サンセットラウンジ（40 名）、カフェテラス（75 名）、オーシャンホール（椅子方 340 名）、ビジネスルーム（14 名）などからなり、敷地面積は岬全体で 172,743 m<sup>2</sup>で、うち万国津梁館専用地は 26,621 m<sup>2</sup>。事業費は約 40 億円強。プラスライトアップ事業が約 1 億 1 千 2 百万円。外装やインテリアには、沖縄の気候風土に根ざした建材が数多く用いられている。南国の青い空に映える琉球赤瓦を屋根に、サンゴ礁からできた琉球石灰岩は全体のアクセント。薬草としても使われる月桃は紙に漉きオリジナルデザインのシャンデリアへと仕立てている。また、県木で造られた棚や、ソファなども県産品である。万国津梁館は、国際会議、学会、見本市等、国際交流がますます進む現代のコンベンションをサポートする同時通訳ブースなど、ハイレベルな機能も備えている。また、コンベンションの安全を確保するセキュリティサービスはもちろんのこと、情報化社会に対応したインターネットせつぞく環境の提供や、多彩な演出により印象深いものに仕上げる舞台装置、一流ホテルの美味でおもてなしをするバンケット設備など、コンベンションを成功へと導くさまざまなサポートサービスを提供している。その好例として、「2000 年九州・沖縄サミット首脳会合」も開催され、開催地として晴れやかなスタートを切ったことは記憶に新しい。施設運営は県から「沖縄観光コンベンションビューロー」という財団法人へ年間 6 億円の予算で管理運営委託されており、昨年の実績は利用者数は約 13 万人。コンベンションビューローの職員構成は館長含めプロパーが 2 人、嘱託が 6 名、非常勤が 2 名。韓国や台湾など近隣の外国人観光客も多い。ホテルとしては稼働率県下 No.1 とのこと。ビューローの課題は収益事業を増やすこと。

【考察】 テレビやマスコミで沖縄サミットのと看、取り上げられたコンベンション施設。施設そのものはもちろんのこと、周辺の自然環境の素晴らしさも含め、今や日本を代表する施設ではないだろうか。と同時に、この施設が県の所有ということには驚いた次第である。サミット用に、国が建設したものとはばかり思っていた。設備も素晴らしいし、スタッフの人当たりなども優秀で、この施設にかなうところは、余り無いのではないかと思った。県としては、少々の持ち出しがあったとしても、負担して余り来るぐらいのイメージアップや、高感度にはつながる施設運営ではなかろうか。コンベンションで訪れた人たちは、いつの日にか家族や夫婦などでここへ泊まりに来たいと思うこと、必然である。少々難題のある会議ならば、ここで開くことを提案する。すばらしい。

【県政へのアプローチ】 わが岡山県の「コンベックス岡山」、言うに及ばず。やはり、コンベンションシティーを標榜するならば、宿泊施設も伴った、ある

いは、産業観光や、食の魅力など付加価値がないともうコンベンションは誘致できない時代である。そうなれば、この「万国津梁館」は、その理想系のような存在である。県が全国大会や、会議などの誘致に力を入れている風には見受けられないところであるが、先ほども触れたが、その波及効果は修学旅行並みであると思う。であるならば、岡山県も、積極的なコンベンション誘致活動を展開すべきではないか。万全とまではいかななくても、宿泊施設には事欠かないと思うし、コンベックスもあるわけである。私の勉強不足であろうが、県の活動について際立っていないのは、やはりコンベンションビューローのような外郭団体へ依存しているからではないだろうか。そうではなくて、県庁の本課でその施策を推進しなければ、実が上がらないと思うわけである。同じ委託するにしても、実際どのような活動をしているのかは目立っていないのは確かである。会議の前後のアフターコンベンションにしても、コース作りなどに努力すべきであると思う。いずれにしても、沖縄には勝てないだろうが。県のコンベンション誘致活動について、私なりに、勉強もした上で、積極姿勢を提案するべく質していきたい。

【総論】 今回の視察は、前半の屋久島については暴風雨で、後半は少々詰め込みすぎのような感じがした。しかしながら、県施策の検証や、先進県を訪ねるというタイムリーな内容にはならなかったように思う。つい、行程の都合に流されるような傾向がなきにしもあらず。反省。それでも、いつかは県政へ反映のできるものと鑑み、ストックはしておかないとならないと思った。きめの細かい、視察ができるように今後とも精進してまいりたい。終わりに、この視察報告書をしたためる時間が、あまりにかかりすぎることに、自分なりに工夫を考えていきたい。でなければ、他の業務に支障をきたすわけで、何かを犠牲にして作り上げるような物ではないと思うからである。例えば、モバイルの実践をし、宿泊のホテルで報告書を書いてしまうと、ということである。いずれにしても、何事も、自己研鑽せよ、とのことなのかとも思う。以上。